

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年7月19日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関崎 司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【電話番号】 03(5156)5000

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** DWS ロシア・欧州新興国株投信

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 4,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書の提出に伴い、平成25年1月18日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. ロシア・欧州新興国（トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコ）の株式を主要投資対象とし、それらの国々の成長を捉えた運用の実現を目指します。

(中略)

主要投資対象国に加え、ウクライナ、エストニア、オーストリア、カザフスタン、グルジア、スロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア（以下総称して「その他投資対象国」ということがあります。）にも投資する場合があります。また、主要投資対象国及びその他投資対象国以外の国にも、DWSインベストメントGmbHが実質的に主要投資対象国及びその他投資対象国に該当すると判断する場合には、投資することがあります。

(2012年11月末現在)

(中略)

2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

DWSインベストメントGmbHはDWSの一員です。DWSはドイツ銀行グループの個人向け投資信託ビジネスを担います。

<DWSの概要>

設立 : 1956年（昭和31年）
 運用資産残高 : ドイツ国内 約1,340億ユーロ¹ グローバル 約2,740億ユーロ²
 DWS（ディー・ダブリュー・エス）とは、「有価証券の専門家」を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

- 1 出所：ドイツ投資信託協会（BVI）、DWS
 ファンド・オブ・ファンズを含む。
 DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース
 2012年6月末現在
- 2 出所：Lipper FMI（ヨーロッパ）、Simfund（US、アジア、オーストラリア）
 ファンド・オブ・ファンズを除く。不動産投資を含む。
 海外企業との合弁会社の運用資産残高を除く。
 DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース
 2012年6月末現在

・上記設立はDWSの中核会社であるDWSインベストメントGmbHに関するものです。

<DWSの強み>

欧州はもとより、グローバルな調査拠点をもっています。
 投資対象国の言語、制度、文化、習慣などに精通した専門家集団による運用
 地域に根差した調査体制の優位性を活かした高い銘柄発掘能力
 運用成果向上に不可欠な、各拠点間の良好なチームワークと緊密なコミュニケーション

(以下略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. ロシア・欧州新興国（トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコ）の株式を主要投資対象とし、それらの国々の成長を捉えた運用の実現を目指します。

(中略)

主要投資対象国に加え、ウクライナ、エストニア、オーストリア、カザフスタン、グルジア、スロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア(以下総称して「その他投資対象国」ということがあります。)にも投資する場合があります。また、主要投資対象国及びその他投資対象国以外の国にも、DWSインベストメントGmbHが実質的に主要投資対象国及びその他投資対象国に該当すると判断する場合には、投資することがあります。

(2013年5月末現在)

(中略)

2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

(以下略)

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は以下の通りです。

(中略)

委託会社の概況

a. 資本金の額(2012年11月末現在)

(中略)

c. 大株主の状況(2012年11月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(前略)

委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

(中略)

委託会社の概況

a. 資本金の額(2013年5月末現在)

(中略)

c. 大株主の状況(2013年5月末現在)

(以下略)

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

(前略)

<マザーファンドの投資対象>

(中略)

運用の指図範囲等

a. 委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとします。

(中略)

12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券

(以下略)

<訂正後>

(前略)

<マザーファンドの投資対象>

(中略)

運用の指図範囲等

- a. 委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

(中略)

12. 新株引受権証券及び新株予約権証券

(以下略)

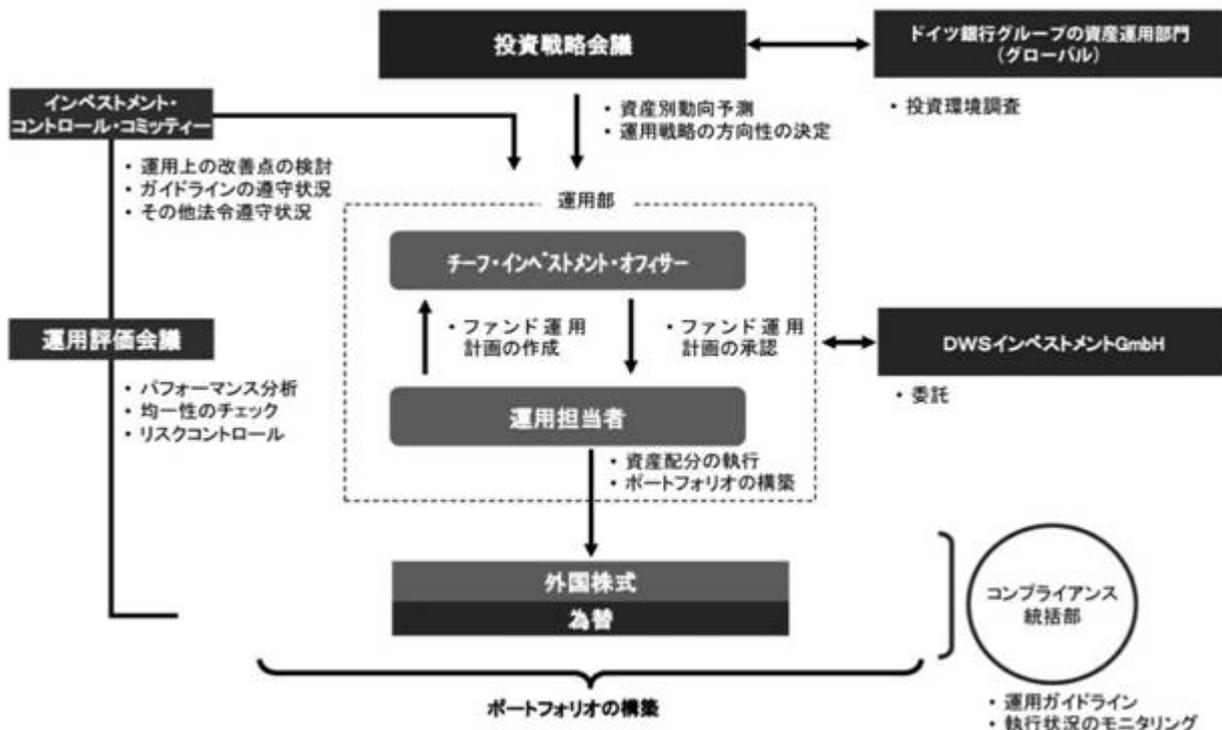
(3)【運用体制】

<訂正前>

ファンドの運用体制

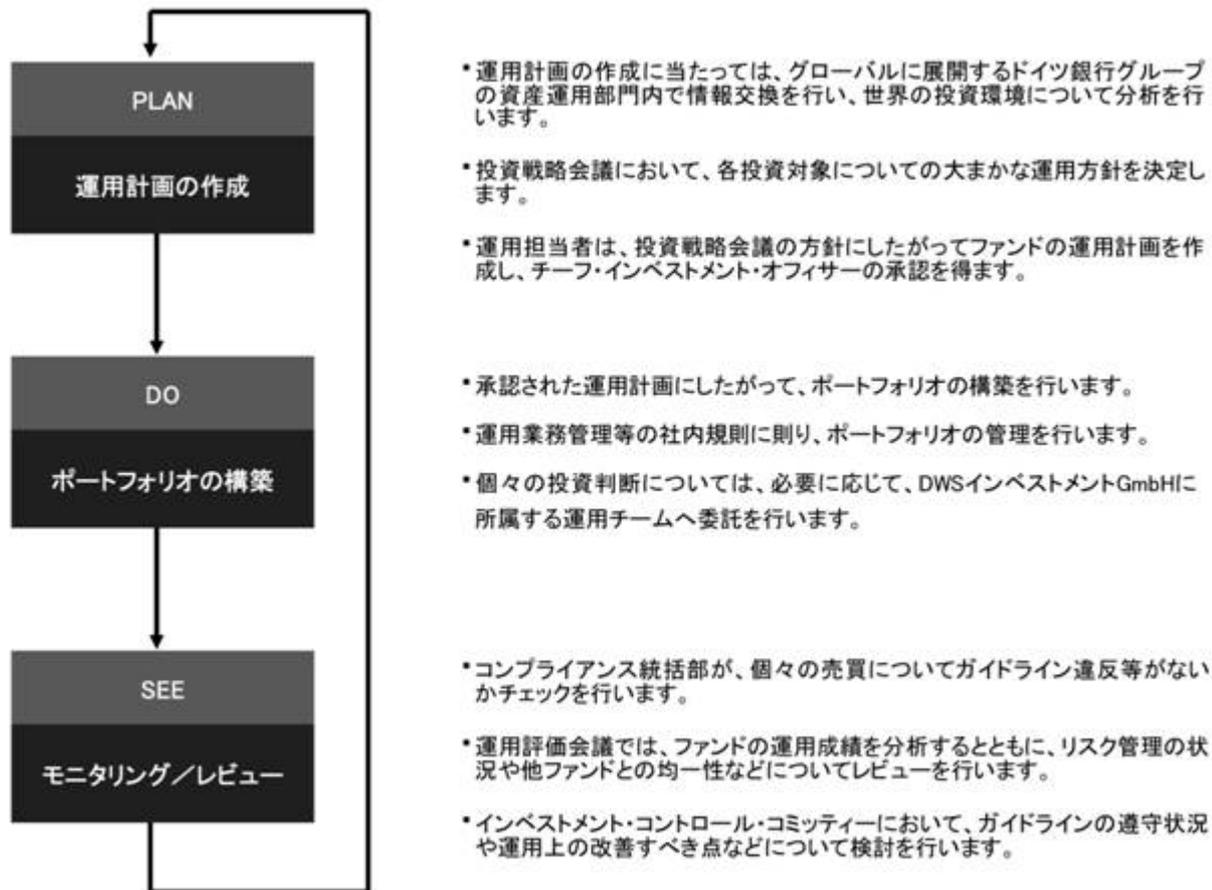
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<運用体制>



(中略)

<運用の流れ>



（中略）

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

ドイチェ・アセット・マネジメントのグローバルネットワーク

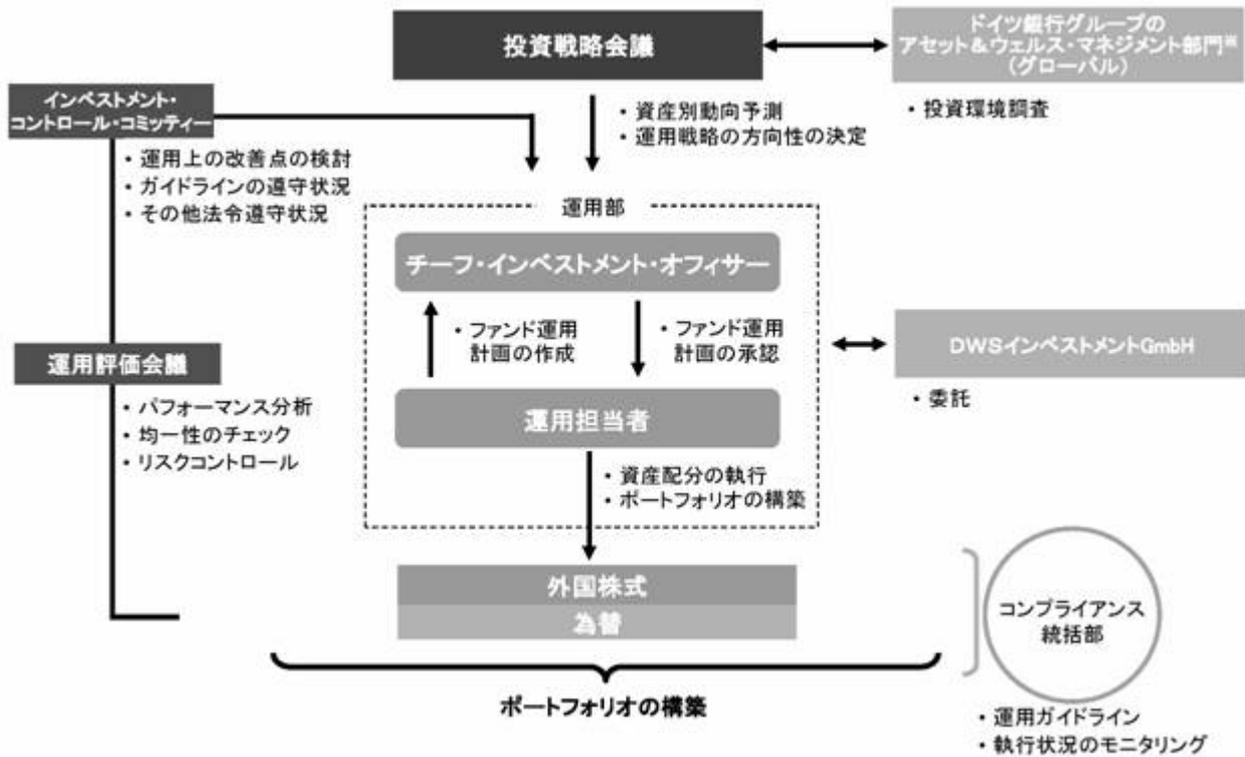
世界主要都市に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。（2012年6月末現在）

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

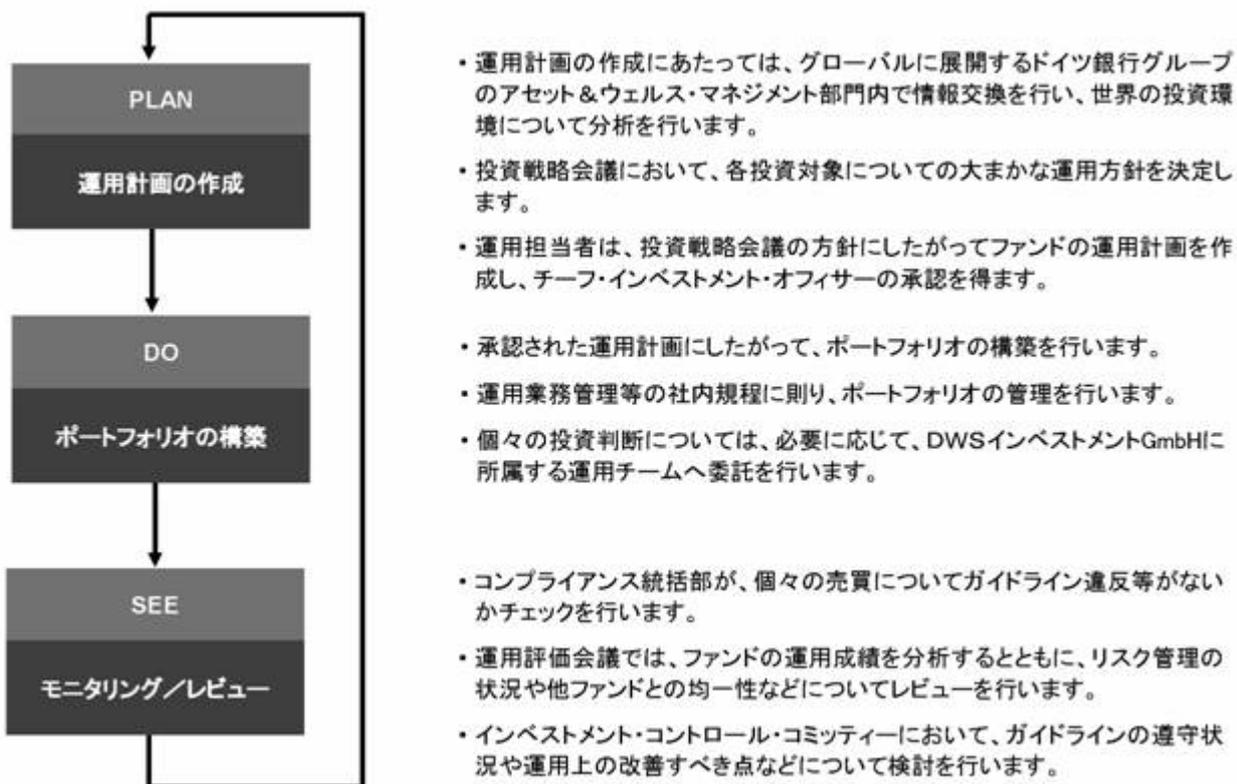
< 運用体制 >



ドイツ銀行グループにおける資産運用ビジネスを担います。

(中略)

< 運用の流れ >



(中略)

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況を含みます。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(5)【投資制限】

<訂正前>

<信託約款で定める投資制限>

（中略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

（中略）

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに「(2)投資対象 運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（中略）

- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに「(2)投資対象 運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに「(2)投資対象 運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債及び組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

（中略）

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

（中略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うこと

の指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（中略）

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

（中略）

c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（中略）

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに前記「(2)投資対象 <マザーファンドの投資対象> 運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。））に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債及び組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

（以下略）

<訂正後>

<信託約款で定める投資制限>

（中略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

（中略）

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに前記「(2)投資対象 運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（中略）

c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに前記「(2)投資対象 運用

の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに前記「(2)投資対象 運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債及び組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

（中略）

< マザーファンドの信託約款で定める投資制限 >

（中略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

（中略）

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

（中略）

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（中略）

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに前記「(2)投資対象 < マザーファンドの投資対象 > 運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債及び組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

（以下略）

3【投資リスク】

< 訂正前 >

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

（中略）

その他の留意点

- ・ロシア株式への直接投資にあたっては、現地の法制度の制約により、証券の保管が日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（株式会社りそな銀行（受託会社））の再信託受託会社）名義による混蔵保管となります。また、

石油等の資源株については、外国人保有株数制限が課されております。当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、当該制限を受けることがあります。(2012年11月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

(中略)

その他の留意点

・ロシア株式への直接投資にあたっては、現地の法制度の制約により、証券の保管が日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(株式会社りそな銀行(受託会社)の再信託受託会社)名義による混蔵保管となります。また、石油等の資源株については、外国人保有株数制限が課されております。当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、当該制限を受けることがあります。(2013年5月末現在)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(前略)

課税の取扱いについて

以下の内容は平成25年1月1日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

(中略)

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

課税の取扱いについて

以下の内容は平成25年5月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

(中略)

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降)

*少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(以下略)

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

「DWS ロシア・欧州新興国株投信」

(平成25年4月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	14,830,964,340	101.31
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	191,780,573	1.31
合計(純資産総額)	-	14,639,183,767	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」

(平成25年4月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	トルコ	3,075,803,307	20.74
	チェコ	185,700,000	1.25
	ハンガリー	135,324,280	0.91
	ポーランド	1,410,278,551	9.51
	ロシア	8,940,613,346	60.29
	ジャージー	309,406,800	2.09
	小計	14,057,126,284	94.79
オプション証券等	トルコ	107,334,216	0.72
	小計	107,334,216	0.72
社債券	ハンガリー	230,258,586	1.55
	小計	230,258,586	1.55
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	435,805,885	2.94
合計(純資産総額)	-	14,830,524,971	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS ロシア・欧州新興国株投信」

<評価額(全銘柄)>

(平成25年4月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	-------	---------------------	---------------------	-----------------

日本	親投資信託 受益証券	DWS ロシア・欧州新興国 株投信・マザーファンド	17,499,662,939	0.7000 0.8475	12,249,764,058 14,830,964,340	101.31
----	---------------	------------------------------	----------------	------------------	----------------------------------	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別投資比率 >

(平成25年4月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	101.31
合計	-	101.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成25年4月30日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	170,000	6,237.50 6,115.10	1,060,375,680 1,039,567,680	7.01
ロシア	株式	OAO GAZPROM SPON ADR	エネルギー	1,200,000	949.82 772.58	1,139,788,800 927,106,560	6.25
ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	750,000	1,187.99 1,201.47	890,995,034 901,108,800	6.08
ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	素材	400,000	1,573.28 1,517.76	629,312,567 607,104,000	4.09
ポーランド	株式	PKO BANK POLSKI SA	銀行	569,851	1,122.99 1,015.48	639,939,043 578,676,852	3.90
トルコ	株式	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	875,000	456.03 533.49	399,033,250 466,811,625	3.15
ロシア	株式	URALKALI-SPON GDR	素材	130,000	3,789.65 3,561.35	492,654,637 462,975,552	3.12
ロシア	株式	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	エネルギー	45,000	11,773.90 9,860.54	529,825,536 443,724,480	2.99
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	エネルギー	635,000	636.48 694.25	404,164,800 440,850,528	2.97
ロシア	株式	M O B I L E TELESYSTEMS-\$	電気通信サー ビス	500,000	801.96 865.93	400,982,400 432,967,968	2.92
ポーランド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	保険	31,600	12,066.63 13,328.28	381,305,599 421,173,648	2.84
トルコ	株式	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	393,910	829.52 1,055.54	326,756,736 415,788,746	2.80
トルコ	株式	AKBANK T.A.S.	銀行	800,000	454.94 510.58	363,957,600 408,470,400	2.75
ロシア	株式	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	エネルギー	600,000	755.35 669.77	453,215,647 401,863,680	2.71
ロシア	株式	LSR GROUP OJSC-GDR REGS	不動産	916,667	466.03 421.05	427,203,311 385,968,140	2.60
ジャー ジー	株式	P O L Y U S G O L D INTERNATIONAL LT	素材	1,000,000	322.55 309.40	322,559,933 309,406,800	2.09
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	エネルギー	350,000	908.02 879.32	317,807,161 307,762,560	2.08
ロシア	株式	SISTEMA JSFC	電気通信サー ビス	3,500,000	82.18 80.58	287,639,534 282,058,560	1.90
ロシア	株式	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	エネルギー	75,000	4,102.84 3,665.14	307,713,600 274,885,920	1.85
ロシア	株式	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	電気通信サー ビス	150,000	2,026.94 1,816.41	304,041,600 272,462,400	1.84
ロシア	株式	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	食品・生活必 需品小売り	55,000	3,461.47 4,863.68	190,380,960 267,502,752	1.80
トルコ	株式	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	電気通信サー ビス	425,000	600.17 597.32	255,074,969 253,862,062	1.71
トルコ	株式	HACI OMER SABANCI HOLDING	各種金融	400,000	518.13 594.59	207,253,834 237,838,000	1.60

ハンガリー	社債券	MORGAN STANLEY BV O T P B A N K 03/04/2014	銀行	115,000	1,839.91 2,002.24	211,590,432 230,258,586	1.55
トルコ	株式	TEKFEN HOLDING AS	資本財	600,000	356.84 376.39	214,108,896 225,837,000	1.52
ロシア	株式	M M C N O R I L S K N I C K E L - \$	素材	12,000	15,290.35 16,531.04	183,484,258 198,372,485	1.34
トルコ	株式	T U R K I Y E I S B A N K A S I - C	銀行	500,000	326.20 373.12	163,104,500 186,561,000	1.26
トルコ	株式	T U R K I Y E V A K I F L A R B A N K A S I T - D	銀行	500,000	275.64 342.57	137,821,554 171,287,000	1.15
ロシア	株式	R O S T E L E C O M - P F D \$ U S	電気通信サービス	645,000	292.12 260.53	188,423,179 168,045,554	1.13
ロシア	株式	V T B B A N K O J S C - G D R - R E G S	銀行	500,000	321.63 294.24	160,816,785 147,124,800	0.99

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別及び業種別投資比率>

(平成25年4月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	28.30
		素材	15.16
		資本財	4.45
		運輸	0.95
		自動車・自動車部品	0.34
		食品・生活必需品小売り	2.42
		銀行	24.67
		各種金融	1.61
		保険	2.84
		不動産	2.60
		電気通信サービス	10.00
		公益事業	1.44
小計			94.79
オプション証券等	外国	銀行	0.72
		小計	0.72
社債券	外国	銀行	1.55
		小計	1.55
合計			97.06

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末(平成18年10月20日)	144,424	144,424	1.0130	1.0130
第2期計算期間末(平成19年10月22日)	83,843	90,117	1.2879	1.3842
第3期計算期間末(平成20年10月20日)	25,895	25,895	0.3945	0.3945
第4期計算期間末(平成21年10月20日)	36,270	36,270	0.6316	0.6316
第5期計算期間末(平成22年10月20日)	26,927	26,927	0.6363	0.6363
第6期計算期間末(平成23年10月20日)	15,848	15,848	0.4876	0.4876
第7期計算期間末(平成24年10月22日)	14,116	14,116	0.5730	0.5730
平成24年4月末	15,609	-	0.5683	-
平成24年5月末	12,361	-	0.4590	-
平成24年6月末	12,771	-	0.4805	-
平成24年7月末	13,469	-	0.5176	-
平成24年8月末	13,385	-	0.5249	-
平成24年9月末	13,797	-	0.5526	-
平成24年10月末	13,617	-	0.5563	-
平成24年11月末	13,616	-	0.5657	-
平成24年12月末	15,269	-	0.6449	-
平成25年1月末	16,685	-	0.7085	-
平成25年2月末	15,941	-	0.6890	-
平成25年3月末	15,384	-	0.6787	-
平成25年4月末	14,639	-	0.6902	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間(平成18年2月15日～平成18年10月20日)	0.0000
第2期計算期間(平成18年10月21日～平成19年10月22日)	0.1000
第3期計算期間(平成19年10月23日～平成20年10月20日)	0.0000
第4期計算期間(平成20年10月21日～平成21年10月20日)	0.0000
第5期計算期間(平成21年10月21日～平成22年10月20日)	0.0000
第6期計算期間(平成22年10月21日～平成23年10月20日)	0.0000
第7期計算期間(平成23年10月21日～平成24年10月22日)	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間(平成18年2月15日～平成18年10月20日)	1.3
第2期計算期間(平成18年10月21日～平成19年10月22日)	36.6
第3期計算期間(平成19年10月23日～平成20年10月20日)	69.4
第4期計算期間(平成20年10月21日～平成21年10月20日)	60.1
第5期計算期間(平成21年10月21日～平成22年10月20日)	0.7

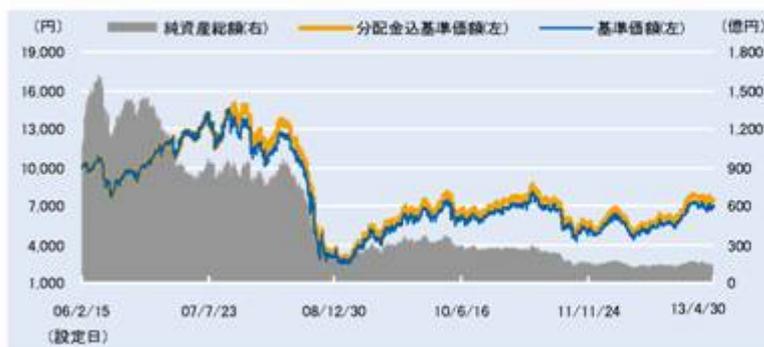
第 6期計算期間(平成22年10月21日～平成23年10月20日)	23.4
第 7期計算期間(平成23年10月21日～平成24年10月22日)	17.5
(平成24年10月23日～平成25年4月30日)	20.5

(注) 収益率は、小数第 2 位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2013年4月30日

基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2012年10月	0円
2011年10月	0円
2010年10月	0円
2009年10月	0円
2008年10月	0円
設定来累計	1,000円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

順位	銘柄	国	業種	比率(%)
1	LUKOIL-SPON ADR	ロシア	エネルギー	7.0
2	OAO GAZPROM SPON ADR	ロシア	エネルギー	6.3
3	SBERBANK-SPONSORED ADR	ロシア	金融	6.1
4	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	ロシア	素材	4.1
5	PKO BANK POLSKI SA	ポーランド	金融	3.9
6	TURKIYE GARANTI BANKASI	トルコ	金融	3.1
7	URALKALI-SPON GDR	ロシア	素材	3.1
8	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	ロシア	エネルギー	3.0
9	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	ロシア	エネルギー	3.0
10	MOBILE TELESYSTEMS-\$	ロシア	電気通信サービス	2.9

マザーファンドにおける
国別構成比

国	比率(%)
ロシア	60.3
トルコ	21.5
ポーランド	9.5
ハンガリー	2.5
チェコ	1.3
その他	2.1

※ 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※2 2006年は設定日(2月15日)から年末までの騰落率、2013年は4月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1期計算期間(平成18年 2月15日～平成18年10月20日)	160,715,812,521	18,151,310,886
第 2期計算期間(平成18年10月21日～平成19年10月22日)	33,380,754,560	110,842,113,111
第 3期計算期間(平成19年10月23日～平成20年10月20日)	31,441,780,071	30,900,776,858
第 4期計算期間(平成20年10月21日～平成21年10月20日)	5,571,206,697	13,789,243,740
第 5期計算期間(平成21年10月21日～平成22年10月20日)	2,541,533,571	17,651,392,417
第 6期計算期間(平成22年10月21日～平成23年10月20日)	1,803,366,271	11,616,976,568
第 7期計算期間(平成23年10月21日～平成24年10月22日)	697,040,403	8,563,478,732
(平成24年10月23日～平成25年4月30日)	713,024,578	4,138,781,716

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

(前略)

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

(中略)

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(中略)

(口)委託会社が新受託会社を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(中略)

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(中略)

(口)委託会社は、新受託会社を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(以下略)

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間（平成24年10月23日から平成25年4月22日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

DWS ロシア・欧州新興国株投信

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第8期中間計算期間 (平成25年4月22日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,696
親投資信託受益証券	14,971,517,680
流動資産合計	14,971,527,376
資産合計	14,971,527,376
負債の部	
流動負債	
未払解約金	128,059,033
未払受託者報酬	6,400,277
未払委託者報酬	144,006,194
その他未払費用	840,000
流動負債合計	279,305,504
負債合計	279,305,504
純資産の部	
元本等	
元本	21,495,195,606
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	6,802,973,734
(分配準備積立金)	2,763,618,857
元本等合計	14,692,221,872
純資産合計	14,692,221,872
負債純資産合計	14,971,527,376

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期中間計算期間 (自 平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日)
営業収益	
受取利息	627
有価証券売買等損益	2,788,085,337
営業収益合計	2,788,085,964
営業費用	
受託者報酬	6,400,277
委託者報酬	144,006,194
その他費用	840,000
営業費用合計	151,246,471
営業利益	2,636,839,493
経常利益	2,636,839,493
中間純利益	2,636,839,493
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	342,183,219
期首剰余金又は期首欠損金()	10,520,000,667
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,644,051,834
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,644,051,834
剰余金減少額又は欠損金増加額	221,681,175
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	221,681,175
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	6,802,973,734

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第8期中間計算期間 (平成25年4月22日現在)
1. 受益権の総数	21,495,195,606口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	6,802,973,734円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6835円 (6,835円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第8期中間計算期間 (自平成24年10月23日 至平成25年4月22日)
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.3%以内の額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期中間計算期間 (平成25年4月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第8期中間計算期間 (平成25年4月22日現在)
	金額(円)
元本の推移	
期首元本額	24,636,201,782
期中追加設定元本額	712,653,964
期中一部解約元本額	3,853,660,140

(参考情報)

当ファンドは「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成25年4月22日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	796,512,285
金銭信託	59,106
コール・ローン	121,367,554
株式	13,901,168,395
オプション証券等	104,983,452
社債券	233,509,912
派生商品評価勘定	2,008,851
未収入金	127,939,442
未収配当金	14,616,784
未収利息	99
流動資産合計	15,302,165,880
資産合計	15,302,165,880
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,199,680
未払金	321,610,506
流動負債合計	329,810,186
負債合計	329,810,186
純資産の部	
元本等	
元本	17,844,478,761
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,872,123,067
元本等合計	14,972,355,694
純資産合計	14,972,355,694
負債純資産合計	15,302,165,880

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、オプション証券等、社債券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によるのが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年4月22日現在)
1. 受益権の総数	17,844,478,761口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,872,123,067円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8390円 (8,390円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成25年4月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成25年4月22日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ポランドズロチ	118,722,823	-	120,726,000	2,003,177
	売建				
	アメリカドル	402,958,935	-	411,152,941	8,194,006
	合計	521,681,758	-	531,878,941	6,190,829

(注1)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	(平成25年4月22日現在)	
	金額(円)	
1. 元本の推移		
期首元本額		20,502,067,002
期中追加設定元本額		311,980,037
期中一部解約元本額		2,969,568,278
期末元本額		17,844,478,761
2. 元本の内訳		
DWS ロシア・欧州新興国株投信		17,844,478,761

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

「DWS ロシア・欧州新興国株投信」

(平成25年4月30日現在)

資産総額	14,830,974,035円
負債総額	191,790,268円
純資産総額(-)	14,639,183,767円
発行済数量	21,210,444,644口
1単位当たり純資産額(/)	0.6902円

(参考情報)

「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」

(平成25年4月30日現在)

資産総額	14,889,381,204円
負債総額	58,856,233円
純資産総額(-)	14,830,524,971円
発行済数量	17,499,662,939口
1単位当たり純資産額(/)	0.8475円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年11月末現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成25年5月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成25年5月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成25年5月末現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成25年5月末現在、委託会社の運用するファンドは98本、純資産総額は711,127百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	13,168百万円
	追加型	株式投資信託	77本	635,699百万円
私募	追加型	株式投資信託	20本	62,260百万円
合計			98本	711,127百万円

3【委託会社等の経理状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	2	5,405,779	2	5,273,856
前払費用		18,343		19,328
未収委託者報酬		893,246		865,843
未収運用受託報酬		42,463		10,170
未収投資助言報酬		65,848		51,383
未収収益		483,364		945,999
立替金		42,538		42,343
為替予約		9,613		737
繰延税金資産		-		456,500
流動資産合計		6,961,199		7,666,161
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	1	17,303	1	7,057
無形固定資産合計		17,303		7,057
投資その他の資産				
投資有価証券		16,926		16,217
長期差入保証金		200		200
敷金		10,312		9,301
繰延税金資産		-		82,336
投資その他の資産合計		27,438		108,056
固定資産合計		44,742		115,113
資産合計		7,005,942		7,781,275

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	105,165	189,040
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	449,694	435,263
その他未払金	63,043	79,656
未払費用	2 1,266,297	2 999,473
未払法人税等	20,093	95,234
未払消費税等	1,902	16,299
賞与引当金	57,021	69,377
事務所退去損失引当金	-	29,535
為替予約	17,622	8,755
流動負債合計	1,982,354	1,924,147
固定負債		
退職給付引当金	796,757	572,361
長期未払費用	182,835	170,105
賞与引当金	-	103,986
固定負債合計	979,592	846,453
負債合計	2,961,946	2,770,601
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	863,920	102,532
利益剰余金合計	863,920	102,532
株主資本合計	4,044,079	5,010,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	83	142
評価・換算差額等合計	83	142
純資産合計	4,043,995	5,010,674
負債純資産合計	7,005,942	7,781,275

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,658,303	6,714,400
運用受託報酬	206,509	131,072
投資助言報酬	97,851	95,529
その他営業収益	2,390,932	1,602,115
営業収益合計	9,353,596	8,543,118
営業費用		
支払手数料	3,479,040	3,436,882
広告宣伝費	167,121	196,803
公告費	1,160	1,160
調査費	93,973	97,927
委託調査費	439,257	480,591
情報機器関連費	153,277	124,231
委託計算費	181,578	253,926
通信費	8,966	8,618
印刷費	94,129	101,980
協会費	5,869	9,945
諸会費	998	383
諸経費	35,081	32,379
営業費用合計	4,660,455	4,744,831
一般管理費		
役員報酬	60,675	58,275
給料・手当	962,162	963,813
賞与	407,628	530,810
交際費	109,753	90,151
寄付金	397	2,500
旅費交通費	85,716	65,845
租税公課	27,248	20,295
不動産賃借料	185,062	143,664
退職給付費用	99,947	93,290
固定資産減価償却費	10,348	10,246
福利厚生費	231,130	267,868
業務委託費	1 803,486	1 867,422
退職金	4,256	12,297
諸経費	92,362	72,225
一般管理費合計	3,080,177	3,198,705
営業利益	1,612,964	599,581
営業外収益		
その他	1,628	2,252
営業外収益合計	1,628	2,252

営業外費用		
為替差損	20,698	2,910
その他	5,973	120
営業外費用合計	26,671	3,030
経常利益	1,587,920	598,803
特別損失		
割増退職金	-	54,397
事務所退去損失引当金繰入額	-	29,535
特別損失合計	-	83,933
税引前当期純利益	1,587,920	514,869
法人税、住民税及び事業税	5,810	87,341
法人税等調整額	-	538,924
法人税等合計	5,810	451,582
当期純利益	1,582,110	966,452

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,078,000	3,078,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,830,000	1,830,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,446,030	863,920
当期変動額		
当期純利益	1,582,110	966,452
当期変動額合計	1,582,110	966,452
当期末残高	863,920	102,532
株主資本合計		
当期首残高	2,461,969	4,044,079
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純利益	1,582,110	966,452
当期変動額合計	1,582,110	966,452
当期末残高	4,044,079	5,010,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	126	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	210	226
当期変動額合計	210	226
当期末残高	83	142
評価・換算差額等合計		
当期首残高	126	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	210	226
当期変動額合計	210	226
当期末残高	83	142
純資産合計		
当期首残高	2,462,096	4,043,995
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純利益	1,582,110	966,452
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	210	226
当期変動額合計	1,581,899	966,678
当期末残高	4,043,995	5,010,674

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 事務所退去損失引当金

不動産賃貸借契約に基づき使用する事務所等の一部退去に伴う資産除去費用に関連して負担する支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌年から費用処理することとしております。

また、前事業年度末まで、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しておりましたが、平成24年9月の取締役会にて制度廃止の旨の決議が行われました。制度廃止を受けその後、全額が支給されたため当事業年度末において残高はありません。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
ソフトウェア	71,351 千円	81,597 千円

2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
預金	3,699,915 千円	4,069,209 千円
未払費用	222,626 千円	240,209 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
業務委託費	203,756 千円	198,535 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

（リース取引関係）

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 （器具備品）	319,248	266,463	52,785
有形固定資産 （建物附属設備）	653,359	385,875	267,484
合計	972,608	652,339	320,269

（単位：千円）

	当事業年度（平成25年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 （器具備品）	364,822	333,257	31,564
有形固定資産 （建物附属設備）	653,585	416,748	236,837
合計	1,018,407	750,006	268,401

(2) 未経過リース料期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
1年以内	61,085	41,799
1年超	211,307	174,393
合計	272,392	216,193

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
支払リース料	71,463	67,280
減価償却費相当額	34,141	50,601
支払利息相当額	4,119	1,813

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っており

ません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	5,405,779	5,405,779	-
(2) 未収委託者報酬	893,246	893,246	-
(3) 未収運用受託報酬	42,463	42,463	-
(4) 未収投資助言報酬	65,848	65,848	-
(5) 未収収益	483,364	483,364	-
(6) 投資有価証券 その他の有価証券	16,926	16,926	-
資産計	6,907,629	6,907,629	-
(1) 未払手数料	449,694	449,694	-
(2) 未払費用	1,266,297	1,266,297	-
(3) 長期未払費用	182,835	182,835	-
負債計	1,898,827	1,898,827	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,009)	(8,009)	-
デリバティブ取引計	(8,009)	(8,009)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	5,405,779	-	-
未収委託者報酬	893,246	-	-
未収運用受託報酬	42,463	-	-
未収投資助言報酬	65,848	-	-
未収収益	483,364	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	16,916
合計	6,890,703	10	16,916

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	5,273,856	5,273,856	-
(2) 未収委託者報酬	865,843	865,843	-
(3) 未収運用受託報酬	10,170	10,170	-
(4) 未収投資助言報酬	51,383	51,383	-
(5) 未収収益	945,999	945,999	-
(6) 投資有価証券			
その他の有価証券	16,217	16,217	-
資産計	7,163,470	7,163,470	-
(1) 預り金	189,040	189,040	-
(2) 未払手数料	435,263	435,263	-
(3) 未払費用	999,473	999,473	-
(4) 未払法人税等	95,234	95,234	-
(5) 長期未払費用	170,105	170,105	-
負債計	1,889,116	1,889,116	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,018)	(8,018)	-
デリバティブ取引計	(8,018)	(8,018)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券はその他の有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	5,273,856	-	-
未収委託者報酬	865,843	-	-
未収運用受託報酬	36,182	-	-
未収投資助言報酬	51,383	-	-
未収収益	919,986	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	-	15,039
合計	7,147,253	-	15,039

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,036	15,010	26
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,889	2,000	110
合計		16,926	17,010	83

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	16,217	15,988	229
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		16,217	15,988	229

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,109	78	-
合計	1,109	78	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分	契約額等	時価		評価損益
		うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	694,468	-	7,488	7,488
	買建				
	米ドル	436,620	-	10,134	10,134
	ユーロ	506,097	-	9,257	9,257
	シンガポールドル	30,080	-	355	355
合計		1,667,267	-	8,009	8,009

当事業年度（平成25年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	553,397	-	5,418	5,418
	買建				
	ユーロ	620,475	-	3,337	3,337
	シンガポールドル	55,763	-	737	737
合計		1,229,636	-	8,018	8,018

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
(1) 退職給付債務	235,824	238,321
(2) 未積立退職給付債務	235,824	238,321
(3) 未認識数理計算上の差異	28,233	25,435
(4) 貸借対照表計上額純額 (2)+(3)	207,590	212,886
(5) 特別退職慰労引当金	589,166	359,475
(6) 退職給付引当金 (4)+(5)	796,757	572,361

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
(1) 勤務費用	36,912	44,568
(2) 利息費用	3,167	3,301
(3) その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	45,965	39,208
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	1,509	6,185
退職給付費用小計	87,556	93,264
(5) 割増退職金	12,391	26
退職給付費用合計	99,947	93,290

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
1.40%	0.90%

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：千円）	
	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	21,674	64,252
事務所退去損失引当金	-	11,226
未払費用	574,778	410,176
未払事業税	5,429	8,729
長期未払費用	-	61,969
退職給付引当金	302,847	206,142
税務上の繰越欠損金	64,911	-
減価償却超過額	46,358	37,415
その他	513	311
繰延税金資産小計	1,016,512	800,219
評価性引当額	1,016,512	261,295
繰延税金資産合計	-	538,924
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	87
繰延税金負債合計	-	87
繰延税金資産の純額	-	538,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	（単位：%）	
	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
法定実効税率	40.7	38.0
（調整）		
交際費否認額	2.8	6.7
役員賞与否認額	1.4	11.2
評価性引当額	44.9	142.2
住民税均等割	0.4	1.1
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.4	87.7

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 IT、管理部門 サービス	- 219,712	預金 未払費用	3,699,915 222,626
-----	----------------------------------	--------------------	-------------------	-----	-----------------	------------------	--------------------------------	--------------	------------	----------------------

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 IT、管理部門 サービス	- 198,535	預金 未払費用	4,069,209 240,209

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当座預金口座を開設しております。

*2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	409,942	未払費用	553,130
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*2 不動産賃借料	182,840	未払費用	79,079
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業 収益	1,987,975	未収収益	399,469
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランク フルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	運用の再委託 サービスの提供	*2 委託調査 *3 その他営業 収益	270,502 176,515	未払費用 未収収益	111,010 45,349
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業 収益 *4 運用受託報酬	102,699 54,782	- -	- -

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	398,082	未払費用	227,840

同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*2 不動産賃借料	141,862	未払費用	24,143
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミ ントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業 収益	1,190,429	未収収益	667,059
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランク フルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	運用の再委託 サービスの提供	*2 委託調査 *3 その他営業 収益	328,358 271,074	未払費用 未収収益	141,761 195,228

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	65,691.94 円	81,394.97 円
1株当たり当期純利益金額	25,700.29 円	15,699.35 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,582,110	966,452
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額(千円)	1,582,110	966,452
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名称 株式会社りそな銀行
 資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成25年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円 （平成25年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

投資顧問会社

名称 DWS インベストメントGmbH
 資本金の額 11,500万ユーロ（約152億円）（平成25年3月末現在）
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、平成25年5月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.96円）によります。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月21日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS ロシア・欧州新興国株投信の平成24年10月23日から平成25年4月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWS ロシア・欧州新興国株投信の平成25年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年10月23日から平成25年4月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。